令和3年9月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0825 第 1 号」により、下記項目につき検体検査実施料が新設され、令和3年8月25日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。 敬白

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料 (判断料)	点数区分	備考
固形癌における マイクロ サテライト 不安定性検査		「DOO4-2」 悪性査「1」密標を のではのでは、 のでは、 のででである。 のででである。 では、 のででできます。 のででできます。 のでできる。 のでできる。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のででをも。 のでを。 と。 のでを。 と。 のでを。 と。 のでを。 と。 のでを。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌により、2次的遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択するる必要がある場合にもうてととし、アイクサテライト不安定性検査については、リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合又は固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とする場合に、当該検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的対象に用いるを表別を指して、医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用を開発として、医薬品の適応判定するを得でいる体外診断用に変異として、医薬品の適応とりいい、サブレックスPCRラグメント解析法又は、ファックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。なお、その他の方法により肺癌におけるEGFR遺伝子検査のは大腸癌におけるRAS遺伝子検査できる。アーウ・略エの「2)」その他のものを算定できるものとする。アーウ・略エの理解に対けるマイクロサテライト不安定性検査(3)~(25) 略

以上

